

2018 年 11 月 9 日

ダウンロード違法化及び技術的保護手段に関する著作権法改正の要望について

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹

2009年の著作権法改正の際、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う行為は、私的使用目的の複製であっても違法とされたものの、コンピュータープログラムのダウンロードは違法とされませんでした。法改正当時、この取り扱いは、ソフトウェアのユーザーに対して誤解を与えるメッセージを与えることになりソフトウェア産業に損害を及ぼすものであるため、同法30条について必要な改正を行い、ソフトウェアのダウンロード違法化について法整備を行うべきと考えておりましたし、現在でもその考えは変わっておりません。また、以下に述べるとおり、ソフトウェア業界におけるビジネスモデルが変化したことによって侵害態様も変化していることに鑑み、それらの侵害に効果的に対処する観点から、ダウンロード違法化とともに、技術的保護手段に関する規定についても改正いただきたく、以下のとおり要望致します。

1. ソフトウェア業界におけるビジネスモデルの変化に伴う侵害態様の変化

(1) ビジネスモデルの変化

ソフトウェア業界のビジネスモデルは、以前は、ソフトウェアが記録された CD-ROM や DVD といった物理的なメディアを提供するパッケージ販売が中心でしたが、最近では、オンラインでインストール用のファイルをダウンロードする方法でソフトウェアを提供する形態に移行しています。以前は、ソフトウェアを入手するために、ユーザーは、パソコンショップ等の販売店に行っておりましたが、現在では、ソフトウェアはオンライン上での入手が中心となっています。なお、正規ライセンスについてオンライン上での入手が中心となるのと同様、侵害品の頒布もオンライン上が主流です。

また、多くのソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用していることを確認するために、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, CA Technologies, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, SAS Institute, Siemens PLM Software, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation 及び Workday が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

証は、技術的な手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する適法なライセンサーであるか否かの確認を行う仕組みです。かかる技術的手段は、技術革新やソフトウェアへの投資を保護しながら、無料を含む多様な対価設定でユーザーにきめ細かな選択肢を提供することを可能とするために、ソフトウェア企業にとって重要なものです。

(2)近時の侵害態様

BSAは、2004年から現在まで、IDCに委託していわゆる違法コピーに関する定点的な調査を行っております²。ダウンロード違法化に関する前回の著作権法改正が行われた当時の2009年の世界PCソフトウェア違法コピー調査によれば、日本における不正ソフトウェアによる損害額は約1719億円³でした。また、同じ2009年の調査の中で、不正ソフトウェアの使用は、海賊版、企業内不正コピー、インターネットを利用した複製により生じていることが報告されています。

2017年の日本における不正ソフトウェアによる損害額は1106億円であって未だに継続している問題であり、過去のものではありません。もっとも、侵害態様には変化が見られます。前記のビジネスモデルの変化を受けて、最近では、インターネットオークションを中心に、ライセンス認証システムを回避するプロダクトキー及びクラックプログラムが多数販売されています。これらは、利用権限がないにもかかわらず不正にソフトウェアを利用できるようにするものです。

ライセンス認証システムを回避しようとするプロダクトキーのインターネットオークションへの出品数は、BSAがBSAの会員企業分に限って探知しているだけで、2016年から2018年現在まで、1月あたり約3000件から約5000件を推移しており、出品が絶えません。これらの不正な出品者は、ソフトウェア企業が提供する体験版や違法にアップロードされたプログラムを落札者にダウンロードさせ、その際にライセンス認証システムを回避させるのですが、当該違法にアップロードされたプログラムをダウンロードさせるために、一般のストレージサイトのURLが指定される手法が用いられています。これらのサイトからのダウンロードは、不正の全貌を把握しづらくするために、より多く用いられる可能性があります。

体験版であるか、製品版であるか、使用期間内か、適正なプロダクトキーであるか、などを判別する方法は、各権利者が採用するものによって詳細は異なりますが、クラックプログラムは、ソフトウェアに組み込まれたファイルの情報を書き換えて認証サーバーへの接続を妨げ、かつ、正規の認証情報と同様の特徴を有する電子情報を偽造してデバイスに記録するなどして、正規のライセンス認証の仕組みを経ることなく、何ら制限のない製品版としてインストールしたソフトウェアを実行し続けることを可能にします。

² 「BSA グローバルソフトウェア調査 (旧: BSA 世界ソフトウェア違法コピー調査)」は、<https://bsa.or.jp/studies/study-listing/>で参照できます。2009年分の調査報告は、https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Piracy_Study_2009_J.pdfで参照できます。

³ BSA プレスリリース (<https://bsa.or.jp/press/release/2010/0511.html>)

2. 著作権法に関する改正要望

(1) ダウンロード違法化

前記のとおり，利用権限がないにもかかわらず不正にソフトウェアを利用できるようにするためのプロダクトキーのインターネットオークションへの出品が絶えないのは，不正にソフトウェアを入手して利用しようとする落札者のニーズがあり，落札によって出品者に利益が上がるためです。正規にソフトウェアのライセンスを購入する手続きとは全く異なるため，落札者も，不正な入手方法であることを認識していると考えます。このような状況において，違法にアップロードされたプログラムの著作物のダウンロードが落札者のニーズを満たすために用いられることを防止するため，当該ダウンロードは，違法とすべきです。

(2) 技術的保護手段

上記の不正なクラックプログラム及びプロダクトキーの販売・提供の状況に対応するため，平成30年5月23日に成立した改正不正競争防止法は，アクティベーション方式による技術的制限手段が含まれることを明確化するために技術的制限手段の定義規定を見直し，また，技術的制限手段を無効化するための符号の提供を不正競争行為と位置付ける改正を行いました⁴。不正競争防止法改正前の同法2条7項による技術的制限手段の定義の解釈について限定的な立場が取られてクラックプログラム譲渡に関してエンフォースメントが進まなかったり，認証情報自体の譲渡等が不正競争行為と位置付けられていないために，不正な手段で入手したプロダクトキーを販売してソフトウェアを不正使用する近時の不正態様に対応できないという課題があり，当団体としても同法改正を求めておりました。

著作権法においても，現行の技術的保護手段の定義は，ソフトウェア事業者の多くが採用しているビジネスモデルと認証システムに合致していない疑義を生じさせること，また，プロダクトキーの譲渡者を罰することができなければ，かかる販売態様が増大するとともに，ソフトウェアの不正使用も増加することになることから，著作権法においても不正競争防止法と同様の改正を要望します。

以 上

⁴ 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会からの「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180124001_01.pdf 参照